

「決定手続きを通してみる〈近代〉日本社会」

中村 牧子

〈近代〉日本社会は従来、既存の「伝統」と輸入された「近代」という互いに異質な二つの要素が局所的に癒着しあうことによって形成されたものとして、記述されてきた。そこには、〈近代〉日本社会を全体として把える視点は一貫して欠けていた。これに対して本稿は、「伝統」「近代」及びそれらが特定のしかたで癒着している状態を、一つの平面上に把えるような論理（＝相互行為の論理）がこの社会には確かに存在していたことを、基本的な仮説として置き、この論理を、紛争処理を巡る決定手続きという観点からとりだしてみせることを試みる。この論理に即して「伝統」そして「近代」が最終的にひとつの決定を作り出すために部品として動員されていく過程を追っていかなかで、〈近代〉日本社会の個性は、（その成立も併せて）近世日本社会や近代西欧社会との対比において positive に描き出されよう。

1) [問題設定：〈近代〉日本社会をどう把えるか]

〈近代〉日本社会^(注1)は、ひとつのまとまった社会である。たとえ、既存の行為様式があちこちで崩れ始め、西欧の諸制度が圧倒的な勢いで流れ込んできた時代こそが〈近代〉であったとしても、その崩れ始めた行為様式を再び編成しなおし、そこに西欧の諸制度を取り込んで機能させてしまうだけの vitality をもって、〈近代〉日本社会は成立した。それなのに従来これが、あたかも解体途上の社会、あるいは未完成の社会としてしか把握されてこなかったのは些か不当である。

ここにいう〈近代〉とは、日本に関する一定の時代区分のみを含意する。一般に、この時期の日本社会の諸局面を「近代化」なる諸社会共通の枠組みを通して把える試みが近代日本社会論であるとされているが、本稿はそのように「近代化」の一つの実現形態としての日本社会を語ろうするものではなく、むしろ、その視点によっては語りえない「この時期の日本社会に

特有のもの」を把えることを狙いとしているからである。更に、上の趣旨を含む「まとまった社会」という表現で我々は、具体的には、〈近代〉日本社会の全域にある一定の人間関係の在り方が通用していたことを言おうとしている。何故なら〈近代〉日本の独自性を巡ってこれまでになされてきた大方の議論は、たとえ暗黙裏にせよ、最終的にはこの社会における最も基本的な人間関係の在り方——個々具体的な人間関係を貫通して流れている人間関係形式とでも言うべきもの——を問うてきているからである。

従来の説を総称して、「上からの近代化」論と呼ぼう。「上からの近代化」とは、例えば丸山[1964]において実際に使われている言葉である。彼はこの言葉を用いて、日本近代の秩序^(注2)を上層と下層との対抗・操作という角度から語ることを主張している[丸山 1964 p.159]。即ち、一方には「伝統的な上への一体化の心理」があり（「和」という規範も実は対等者間のものというより上位者へむけてのものであったという。）、他方ではこれを利用して「結節点を掌握するこ

とによる上からの操作」が行われる、一種の政治的過程が、まず指摘されるのである。ところが、このテクニカルな操作そのものが近代日本社会の秩序の本質とみなされているのではない。丸山は、近代の本質はむしろ「(頂点だけの近代化、底辺の伝統残存という) ひずみ」[同上 p.161]にあると見ているのである。実際に社会全体に受容されたのは「道具としての近代」に過ぎなかったけれども、本当ならば近代の導入は社会全体に「道具以上の何物か」が受容される過程であるはずなのだという含みが、「ひずみ」という言葉には込められている。

その「何物か」こそが、(近代的な)人間関係の在り方である。この点について、ヨリ明確に語る藤田[1966 p.12]は、日本近代国家の構成原理として「近代」と「伝統」の二原理をまず呈示し、前者は「人間関係における対立をまず想定したうえで、それを整序していく機関としての国家を構成する」ところの、上から下降していく原理であるのに対し、後者は「対立がなく情誼的相互扶助の行われる郷党社会を想定し、共同体国家を構成する」ところの、下から上昇していく原理であると述べる。つまり、上層部において通用している「近代」なる特定の人間関係の在り方と、下層に普及している「伝統」というもう一つの人間関係の在り方が、一つの国家の構成原理たらんとして中間点においてせめぎあっている状態が、近代の秩序とみなされるのである。

これらの政治学的なアプローチとは別に、むしろ制度の利用度を手掛かりとしながら(かつ専ら下層に注目して)語る川島[1967]にも、同様の論旨は見られる。

「西ヨーロッパの先進資本主義国家ないし近代国家の法典にならって作られた明治の近代法典の壮大な体系と、現実の国民の生活と

のあいだには、大きなずれがあった。……最も重要なのは、伝統的に日本人には「権利」の観念が欠けているということである……。……人が自分の権利を擁護することは、西洋では、正しいこととして是認されるのに、日本では、自己中心主義的な・平和をみだす……行為として非難されるのである。……「権利」の意識とは異質的な・このような伝統的な規範意識(義務の非確定性・非限定性)は、決して法意識にのみ特有の現象ではなく、むしろ、日本人の伝統的な思考様式に共通する一般的な特質の一側面にすぎない、といてよいように思われる。……明治の法典編纂事業は、はじめから或る程度或る範囲で治外法権撤廃のためのかざりもの——「宝刀」——であることが予定されていたのであるし、事実においても、民法典が国民の生活を現実に規制する役割をはたした程度は、きわめて低いものであった。」[→川島 1967 p.5, 12, 32, 34, 48] (傍点引用者)

ここにも見られるように、近代法の厳密な運用による問題解決(あるいは、各成員の意見に基づく満場一致によって物事を収めるやりかた)のような技術は特定の人間関係の在り方と不可分であること、即ち上記のような技術の違いは「権利意識をもち、自己主張を是認する態度」や「争いを好まない態度」のような対人関係特性の現れである、ということが、この種の言説の基本的前提となっていることが明らかである。

従って、「上からの近代化」論とは一般に、<近代>日本社会を、政府関係者(の中のとりわけ開明派)によって上から導入された「近代」(=近代法典の厳密な運用の技術)と、下方にあってその浸透を阻む「伝統」(=各人の意見にもとづき満場一致に至る技術)(註3)を手掛かりとしつつ、二つの異質な人間関係の在り方

の接合体として把える言説であるということができよう。そこには元々「ズレ」た形でしか共存できないもの[→川島1967]があり、それが相互に影響しあい[→川島1967]ながら奇妙に「癒着」[→藤田1966]してしまったところに日本<近代>の独自性があるといわれるのである。

けれども二つの異質な人間関係の在り方の単なる共存を記述することが、一つの社会(の秩序)の記述といえるかどうかは疑わしい。まずはその意味で、我々はこのような、「伝統」社会/「近代」社会という両極の中間点に位置する<近代>日本社会という把握仕方には不満である。

更に、「共存」的記述を行う場合、「癒着」の原因に関する説明は実質的には「中間層の二重性格」[→藤田1966 p.31 ~, p.107]による説明となる。即ち、中間層(地主 etc.)が、一方では国家官僚機構を構成する上層への羨望から「近代」的な経験に親しんでいくと同時に、土着の有力者として「伝統」のしがらみからも脱却しきれずにいた人々であったことによって、社会の頂点と底辺とはうまく接合された、という説明がなされるのである。上層は十分に「近代」化されており、下層は常に「伝統」の内にとどまっていた、というのが、この種の説明の基本前提となっているから、説明はどうしても、社会成員のうちの特定部分の利害関心ないし社会心理に引き付けたものとなってしまう。しかし事実在即してみるに、<近代>という時代には、当時の総ての日本人に共通に経験されうるような、ある大きな社会的変化が起こっていた。そこには、彼らの経験を貫く一つの論理があった。そこに見いだされる「伝統」的な技術も「近代」的な技術も決して近世や西欧そのまま

の文脈で機能しているわけではなく、この統一的論理に従って再配置され特定の機能を与えられている限りでの「伝統的なもの」ないしは「近代的なもの」に外ならない。<近代>は決して、中間層のみに関わる問題ではなかったのである。

とすれば、理論的にも実証的にも、<近代>日本社会の編成原理として書き出されるものは、二つの独立した社会の半分づつと、それらを局所的に貼り合わせる技術とではなく、むしろそれら三つのものを共存せしめている統一的論理でなくてはならない。また、そうすることは十分可能なはずである。

このような見通しに基づく本稿は、上記の通説に対して、独特の一つのまとまりとしての<近代>日本社会の像を再構成してみせることを試みる。

2) [日本/西欧]

すでに述べたように、通説の主張はもともと人間(対人)関係の特性に注目するものである。従って我々が批判するのは「人間関係に関するズレ」の主張であるし、それへの代案としての「統一的論理」もまた、人間関係の在り方のレベルで主張されるべきである。つまり我々はこの論理を、相互行為の論理として構想している。そして、通説が<近代>社会の秩序の構成にとって本質的なものとしての人間関係に注目していたことから、我々もこれに即して、ただしヨリ広範な日常生活面まで拾えるように、以下ではこの論理を、gap解消手続きを通してみたいと思う。我々はこの言葉を用いる場合に、複数の人間が出会い何等かの協働を行おうとする場面において、相互の判断をつきあわせたところ判断のgapが生じたためこれを解消せねばならないような時、を想定しており、そこに

われる作業を gap 解消手続きと呼んでいる。これは日常無数に起こる事柄である。その中でも秩序維持に関して最も重要なものに、gap が紛争として把握され、紛争処理を巡る決定手続き (=以下、決定手続きと略記する。これは当事者たちと判定権者による協働として行われる。) によって解いていかれようとする場面がある。この種の gap を処理できなければ社会関係は成立しないとさえ言えるから、これは社会関係の本質的部分なのである。我々はいわば代表例として、ここに注目することにする。

その第一のメリットは、紛争処理を巡る決定手続きというものが、当事者である各個人から最終的決定を保障する国家のレベルまでを、一つの主題によって貫通させるものであるために、社会の下層と上層との関係を展望するのに好適だ、というところにある。

更に、こうして決定手続きとして我々が追跡していく一連のプロセスは、同時に、一定の相互行為でもあると了解される。つまり、そこには相互行為の論理が読み込まれるのである。故に我々は、相互行為一般という極めて広範なものを含んでいる総体を、この一部分から展望することができるのである。

決定手続きと、相互行為の論理という、この二つの要素の貼り合わせは、どんな社会にもそれぞれ独特の形で存在する。これを整理するために、我々はまず、決定手続きの遂行に際して、出会っている当事者たちが互いに文脈を共有していることを判別する際の同定基準に関する軸①をたてよう。

軸①：(共有される文脈を) <上位者> によって同定する / <ルール> によって同定する

<上位者> による同定とは、当事者が共有する手続きの有無に言及するにあたって、当事者各人が直接に全面的関係をもつような判定権者が共有されているかどうかを手掛かりとする方法である。決定手続きの共同遂行者集団 (= <集団>) は、すべての成員との間にそのような関係をもっている判定権者が存在するとき成立し、その判定権者の名をとって「何某の <集団>」のように呼ばれる。日本社会における諸 <集団> は、この型の文脈同定技術をもつものである。近世における商家同族団、武士団、農民の同族組織、あるいは <近代> の企業組織のような諸 <集団> はいずれも、一人の上位者のもとに人々が結集することによって決定手続きを遂行している <集団> の好例といえることができる。

これに対して <ルール> による同定とは、各当事者 a、b と判定権者 c との間にある様々な関係のうち的一面のみを限定的にクローズアップし、その面に関して a - c 関係と b - c 関係とが同じものであることをもって、a と b との間には共有される文脈があると判断する方法である。この型の <集団> が一般的である社会の例としては、西欧社会が挙げられる。そこでは例えば a、b 二者がそれぞれ、c という人間から土地を得る代わりに c に対して軍役と納税を行うという関係を共有しているとき、これは a と b とが共に Lehn 法という特定のルールを共有している状態と解釈される。都市や村落のような共同生活単位でさえも、この社会ではそれぞれ法 (ルール) 共同体として構成されるのである。

この軸は、一定の決定手続きを実現させるための大前提である <集団> の形を特定するものである。 <上位者> 型は、紛争内容がいかなるものであれ、特定の当事者 a、b 間の紛争であ

るかぎり、特定の上位者cのもとへもちこまれるようなく<集団>構造(単位 tree)をつくり、<ルール>型は、同一当事者間に生じた紛争に関しても、共有される文脈をいかなるルールと読むかによって、折々に別の<集団>が所属先として指示されるようなく<集団>構造(ルール共同体)をつくる。

3) [近世/<近代>]

近世以降の日本社会には、常に<上位者>型の決定手続きが普及し、現在に至る。これが我々の第一の基本的見解である。同趣旨の主張はすでに『文明としてのイエ社会』その他においてもみられるから、これはほとんど常識化されている見解といってよい。が、近世と<近代>における日本社会は決して同じようではない、というのもまた我々の誰しも感じるところであろう。けれどもこの「違い」についてはこれまで、明確に規定されたことがない。そこで我々はこれに関して、社会の全体的特性を示す次の軸(②)を提案する。

軸②：<固定>型の社会/<流動>型の社会

近世社会は、「分断政策によって買かれた社会」としばしば総括されるように、四民を分割し更にそれぞれの生活圏を細分し、人々がその境界を越えて出会う可能性に対して極めて神経質な社会であった。このことは、地域的移動、身分毎の服装、転職などに関する様々な禁令、及び関所や木戸の存在から知られる。これに対して<近代>社会は、維新早々になされた身分間婚姻や地域的移動の自由化のように多様な社会的移動の可能性を個々人に与えた社会であった。<近代>日本に特有とされる諸現象、例えば社会的に認められた生活様式としての(つま

り脱走者の溜まりとしてでない)都市の出現、集団就職と大工場労働者の出現に支えられた資本主義的経営の進展などが、この軸にいう<流動>型への転換という事態の、幾つかの効果として挙げられよう。

故に我々は<近代>日本社会を、<流動>型の秩序編成技術をもつ社会として、確定しようと思う。その上で我々は、この特性が(手続きに関して<上位者>型の文脈同定技術をもつことと合わせて)決定手続きと相互行為の形に及ぼしてくる規定力を特に問題にしようと考えている。以下では、具体的な決定手続きの在り方をあとづけ、それに伴う相互行為の論理を明らかにしていく。その際、「伝統」と「近代」及びそれらを「癒着」させている蝶番は、上記のような全体社会の編成を前提しその中に組み込まれて作動している三つの部品として再定位されることになる。この作業を通じ、<近代>日本社会の特性は、近世および西欧との比較において積極的に示されるはずである。

4) [近世日本社会における決定手続き(と相互行為の論理)]

まず、近世の日本社会で行われた具体的手続きを、「根回し」「自己変更的態度」「訴訟」の三局面[→中村1988]に要約して紹介する。

① 「根回し」

当事者a、b間の紛争を解決する場合、両者は共通の上位者に頼る。それが不在の時は、tree構造をたどって相互の位置関係を確認、treeに沿って、折々にその両端にある者同士でgap解消作業を行う。(<集団>の決定を行う際にもこの要領で、<集団>の上位者を中心としてつながっている<集団>全成員が関係者となり、上位者との間で、各自が決定として妥当とみている様々な内容から、自分はこれぐら

いで納得するという妥協線を見いだすべく個別調整を行い、最終的に<集団>の決定となる内容に向かって各人が少しずつ譲りあった結果として、全員の納得のいく決定を成立させていく。)その際まず必要なのが、各人の判断内容を互によく知り相互の譲歩可能性を見極めあう、「根回し」という個別調整作業である。

この個別調整は、長期的バランスを作り出す作業(一回毎の決定をみれば調整当事者各人の要求充足度が30%—70%、60%—40%のような不公平な内容でも、長期的にみれば50%—50%に無限に近似していく決定方式)として行われる。つまり、前回に多少上乘せを行った成員に対して今回は上位者が若干譲歩することによって成立するのが決定なのである。更にこの作業は、そもそも決定というものを純粹に人と人との間の問題として処理するものであるから、上位者に対する「見返りを期待しない献身」(=奉公)と上位者から成員への「困ったときの全面的な支援」(=御恩)という読み込みが伴う。このような相互行為の論理を、近世における慣用に基づいて<御恩/奉公>と呼ぶことにする。

② 「自己変更的態度」

個別調整によってあらかた固まった三者ないしく<集団>の統一見解を最終的に確認する場として、また残された多少の食い違いを詰める場としての寄合において、人々は互いに「自己変更的態度」をとり合う[→中野収1982]。それは、確認の儀式である(前回の寄合で各自がいかなる意見を述べていようと、上位者の最終提案に全員が異議なしとして逆らわない)とともに、今や見当のついてきた最終的合意点に向けて、今回の当初述べていた意見さえ変更する、つまり上位者の手間を取らせずに自発的に譲歩を申し出る行為でもある。これはそれ自体一つ

の<奉公>として評価されるから、長期バランス型決定においてはしばしば採られる対応である。

③ 「訴訟」

一般には、①と②を幾度か循環すれば決定は成立する。ただしこの社会は<固定>型故、紛争は<集団>外へは持ち出され得ない。そこで、もしも一つの<集団>内部で決定しえない場合は、上位者がかれの属する上位<集団>に、この問題を「私の問題」として提出し解決を願い、そこにおいて同様の手続きが行われた結果として見いだされた決定を、もとの<集団>の決定として持ち帰るという方法が採られている。

ところが、下位<集団>上位者がこうして上位<集団>の一員ともなること(treeの形成)により、彼は上位<集団>上位者に対し、下位<集団>内部の紛争を十分統率したうえで上位<集団>内決定に臨む責務を負うことになる。例えば彼が一定の譲歩を申し出ているのに、彼の率いる下位<集団>内からその判断への反対者が出たとすれば、彼は上位<集団>上位者への<奉公>の至らなさを非難されることになるのだ[→石井1986]。

同時に、そうした内紛は上位<集団>の決定遂行にとって除去すべき要因であるから、上位<集団>上位者は、下位<集団>内部で処理されなかったこの問題の解決に乗り出す。このように、下位<集団>における内部解決不可能な問題をtree上の間接的上位者のところへ持ち込んで、強制的に解決してもらうのが「訴訟」である。とはいえ、これは上位<集団>での<御恩/奉公>の攪乱及び切断であるから、直訴した下位<集団>成員は極刑となり、監督不行届でその直属上司も処罰される。単にもめごとが発覚した場合も同様である。故に下位<集団>としてはこれは最も避けたい解決方法であり、

この策をとる位なら多少の無理は忍んで紛争を内部収拾することを選ぶ[中野卓1978, 81]。つまり、〈集団〉における紛争解決としては、例外的な、かつ最終的手段としてのみ、「訴訟」はある。

5) [〈近代〉における決定手続きと「伝統」]

本稿冒頭で「伝統」と呼ばれていたのは、以上の手続きのうちの①～②の部分にみられた技術、即ち個別調整を通じて各成員の意見を最終的に統合することをもって決定成立とする技術のことである。ただし既述したように、ここでの決定手続きは長期バランス型で行われており、この調整作業によって被った各人（両当事者及び上位者という三者間のそれぞれ）の要求不充足分は、既にあるいは後日、当の相手によって埋め合わされ（てい）ることが予期されている。従って上記のような技術を行う際にも、その動機及び譲歩の見当として「前回にはこれだけ融通した（してもらった）から」という〈御恩／奉公〉の論理が持ち出されてくる。例えばaとbとが同時に10を望んでいるのに全体でも10しかないような場合に、上位者はaに10を与えたとともに「自腹を切って」紛争の場に5を供出し、一方当事者bをなだめて5で満足させ、こうしてとりあえず当事者間のgapを調整することがあるが、もしもこの調整が上位者にとってはaの日頃の〈奉公〉実績からみてaには10与えるのがふさわしいという判断によるものであり、またbにとっては自分の日頃の〈奉公〉からすれば5でさえ過分であると納得するものであるならば、上位者にとってもbにとってもかなり不公平であるにも拘わらずこの決定は妥当とされるのである。

このような論理を普及させているのは、近世社会の、（〈上位者〉型及び）〈固定〉型とい

う構造である。これは近世社会に、紛争処理の参照先がつねに唯一者へと集中するように統治者によって配慮がなされ、それによって典型的なtree型をした〈集団〉が重複することなく重層的に、参照連鎖の頂点に至るまで連続的に積み重ねられるような諸〈集団〉の配置をもたらした[→藤木1985]。武士のtree型組織の末端には組み込めない残余諸領域（村、町etc.）についても、公儀の法（法度、触etc.）を通じて移動禁止が命じられ、実力を背景として分断状態が維持された（注4）。村人や町人はこの脅威を、tree上の間接上位者からの脅威と同様の結果をもたらさうものとして受けとめ、彼の属するtreeにおける紛争の内部収拾（＝「内済」）に努めた[→前田1950]。かくして出会いが同一者間で幾度となく繰り返されねばならず、かつそれ以外の相手との間では行われなことが制度的に保障されることによって、長期的展望は可能となり、またやりとりの焦点は（譲歩するか否かではなく、譲歩することは前提した上で）どちらがどれだけ譲歩するかという部分におかれる。故に相互行為の論理は〈御恩／奉公〉となったのである。

それに対して、〈近代〉社会においても同様の技術（「伝統」）は確かに行われたものの、それを支える論理はもはや同じものではない。〈近代〉日本社会は既に、〈流動〉型の社会と化しているからである。各人が特定領域の内に囲いこまれて内部者のみと半永久的に相互行為を続けねばならない状態から、いざとなれば第一の〈集団〉を抜け出してその外部に解決を求める可能性が新たに開かれたのが、〈近代〉であった。

それに応じて〈近代〉社会は、従来同様の〈集団〉内的解決の手続きと、それに失敗した場

合の、「外部」における解決の手続きという、(内/外の区分は実際には相対的だが)大別して二つの部分からなる手続きをもつようになった。本章ではまず前者について論じ、その中に組み込まれている「伝統」の機能についても併せ考察する。

第一に、近世以来の〈集団〉とその「外部」という区分がある。早くも維新直後から、従来ならば同族团的なイエの内部で貧しい暮らしを続けたであろう人々(次三男坊、娘、ときには長男まで)が山村(ムラ)の生活に見切りをつけて新興産業(製糸業、造船業)に従事する賃金労働者となるという現象が、相次いでみられた[→福島1967]。ここでは、脱出者を「外部」とみなしつつ、山村のイエの成員が「内」なる〈集団〉を構成し、その上位者を中心として「根回し」と「自己変更」を行って、不一致分子を放出してしまったおかげで、残る者たちの間でうまく決定を成立させる。

だが、離村者たちのほうも決して、「外部」の住人としてはふるまっていない。離村者たちはもはや共通上位者を持たない所謂「根無し草」であって、彼らには〈集団〉内部とは全く異なった性質の決定手続きを行う可能性が開かれているにも拘わらず、彼らが実際に行ったのは、第二の〈集団〉の創造であった。

だからこそ、明治政府の政策レベルにおいても、新しい手続きの導入のかわりに、「イエ」と呼ばれた既存のtreeの拡大解釈を行えば事足りた。戸主権の絶対化を特徴とする戸主制度は、「イエ」成員の出生、死亡、移動に関する届け出を一切戸主に任せ、その代わりに彼らに関する一切の責任は戸主が負うことを定めているが、その中で、上記のような人々(傭人、被請人)についても、「寄留者」として届け出ることを戸主に義務づける[→福島1967 p.80, 99, 106]

とともに、これらの人々に関して生じた一切の問題を戸主の責任において解決することを命じているのである。この制度は、amorphなままに出会っている彼らを共通の上位者のもとに組織する団体としてイエを再構成し、決定手続きの遂行のための代替物として機能させようとするものである。(注5)

(彼らが再びどこかへ移動してしまう可能性は当面、被請人の移動可能性を経済的な面から拘束することによって実質的に排除された。彼らは新しい「イエ」に入る際に、請状を提出して今後数年間の奉公と、雇用主の裁量に必ず従うことを約束すると同時に、給金の前渡し(しかも本人の手には入らない)によって経済的に移動不可能にさせられてしまうのである。こうして意図的に創出された〈固定〉性に基づき、新しい「イエ」は長期的展望をもつ紛争処理機能を果たせるようになる。)

従って、これら新しい〈集団〉においても、「根回し」と「自己変更」が行われる。ここの成員にとっては、かれら自身は「内」のメンバーであり、その〈集団〉の外側こそが「外部」、即ち第二段階の決定手続きが行われるべき領域だったわけだ。

以上より、〈近代〉においても相当多くの領域で「伝統」技術は活用されたと言ってよい。だがそれは、近世同様の手続きと相互行為の論理の存続を必ずしも意味しない。

まず手続きに関して、各人が取るものだけ取って「外部」へ出てしまうことも可能なく流動型社会において尚、「内」での手続きに人々を進んで従わせるためには、脱出によってよりも内部にとどまることによってより大きなメリットが得られること、が要件である。この要件を充たすものとして発見されたのは、一方的な譲

歩の廃止（「ツケのふみたおし」の危険がないこと）と、内部にとどまる際にそれに見合う即座の見返りがあること、を合意する短期バランス型（短期決済）の手続きである。即ち、両当事者 a、b と上位者とは、個々の問題ごとに、互いに 50% - 50% の要求充足度で、決定を実現しようとするのである。上位者はまず、「b のほうへもう少し歩み寄ってくれたらその分の埋め合わせは十分する」ことを a に掛け合う「根回し」を行うが、その決済方式はいまや貨幣による短期決済型となっている。つまり、主張変更により a の被る損失分に相当する支払いが、即座になされるのである。次いで上位者は「a の主張と b の主張との両立可能点」を両者の間に立って判断し、両当事者は示された判断に向けて「自己変更」を行うが、それに対する報酬も、その都度決済されることが期待されている。

この型の手続きは、上位者に相当な資源がなくては困難である。ところが、既に<近代>初頭以来の<流動>化は、移動する人々を「イエ」に編成することによって資本主義的経営を軌道にのせた成功者たちを、上位者予備群として確保している。しかもこの種の人々にとっては、一定の資源の投入によって確保された人員がより大きな資源を生み出す元手となることも計算できるのである。また当事者にとっても、この種の<集団>内部にとどまって上位者から見返りを受け取ることは、一介の紛争相手から少額をもぎとって<集団>を立ち去るよりも遥かに利得が大きいはずである。こうして、短期バランス型の手続きは、最終的には<流動>型という社会構造そのものによって支えられつつ、明治後半期以降、着実に普及していったのである。

同時に、<流動>型の社会構造は、こうして行われる決定作業を従来とは全く別の角度から

見せてしまう。出ていくか否かが当事者にとって重要な選択肢として自覚されるようになったことにより、いまやこのプロセスは、当事者たちが共にある<集団>の内部にとどまりうるだけの「同質性」をもっていることの確認作業でもあると了解されるようになってきているのだ。

「根回し」は「腹の探りあい」であり、上位者の判断は「成員の総意の体现」であり、成員の「自己変更」は体现された「総意」に「同調」してそれを即ち「私のもの」と承認することと了解される。これ（<体现/同調>）が、新しい相互行為の論理である。成員には、過去の実績を楯に「献身」を強いられるかわりに、ひたすら「同調」が求められるようになってきている。このような了解もまた、人々を「内」の決定手続きに向けて規範的に拘束する効果をもたはらずである。

こうした傾向は、とりわけ第二の<集団>において甚だしい。なぜなら、それが元々「作られた」ものでありいつでも解体しうるものであることを、成員は十分自覚しているからである。従来、「伝統」的な人間関係はまさにこれらの、「第二のムラ」[→神島 1961]とか「民衆の家族生活」[→川島 1950]とか表現された諸<集団>の中に生き永らえたのだと考えられてきた。ところが実はこれらこそが、社会の各レベルにおいて同質性を創出するための場、そして最終的には国家的決定をも一つの「同質的な」<集団>としてなしうるための下請け機関（個別調整は<集団>がある程度小規模であることを必要とするから。）として機能している<集団>の典型なのだ。「伝統」はここでは「同質性創出」という新たな機能を果たし始めているのである。

なるほど、企業内の人間関係などをみれば、そこにおける相互行為の論理が依然として<御

恩／奉公>であるように見える部分も少なからずある。しかしそれはかなりの部分、企業という組織体（あるいは大企業と下請けの関係もそうだが）が、その内部の問題に関する限り、特殊に閉じた重層的 tree 構造をもっており、簡単に「外部」に紛争を転送することができないという理由によるものである。むしろ重要なのは、ここに原則としては離脱の可能性が留保されているということ、だからこそ社員の辞職ということも時折は起こり、そうした事態を防ぐために「上司の部下への思いやり」や「社員一人一人の協調性」が重視されたりする、ということである。国鉄一家や家族的経営という<近代>特有のスローガンが含意している「情緒的一体感の醸成」は、まさに人間関係が「同質性」を問題とするように変化してきたことの、一つの現れなのである。このような「同質化」志向（「甘え」などもこれの一面を捉えている。）を全く持たない純粹の<御恩／奉公>が残存している領域は、極めて少ないのではなからうか。

更にヨリ日常的な営みにも、この論理は浸透している。例えば中根 [1967] は、日本社会に通時的にみられる人間関係特性として「ウチとソトとの峻別」（ヨソ者に対する積極的な差別＝排除）を指摘しているが、実はその質は、<近代>初頭を境に大きく変化している。つまり、単にウチの者とソトの者とはっきり区別するというのではなく、これほどまでに「身内同士の一体性」を意識しヨソ者に対して「冷たく」ふるまうことは、近世まではみられなかったことなのである [→きだ 1967]。それというのも、人々が「内」と「外」との境界を引くことに極めて敏感（自覚的）となったのは、<近代>社会の構造が形成されてのちのことだからなのだ。

6) [西欧と日本における「近代」]

ところで、「内部」で処理されうる紛争には限りがあり、しかも様々な「内」的手続きを試みたあとで決着をつけるための最終的手続きもまた、(かつての「訴訟」のように極限的なものであれ) 何等かの形で用意されていなくてはならない。この章では、<近代>日本社会における決定手続きの第二段階を論じていく。とともに、そこに動員された「近代」の在り方についても検討する。

「内」において処理困難な紛争は、明治初期には未だ少ない。勿論、<流動>化は実力主義的な競争の世界に生きる立身出世主義者 [→森末 1969] をも生みだした。彼らのめざしたものの実質はしかし、個人的栄光ではなくて、「イエをたててその御先祖になる」ことであった [→神島 1961]。彼らの野心の内実は、本来ならば成員どまりであるはずの人生を、若干の家族員をもち、その上に裁量権を行使できるような家長として送ること、あるいは下層のイエの家長ではなくて少しでも上層の家長として送ることにあつたのである。このような意図に基づき、まず故郷にある一つの tree から脱出した彼らは、都会においても職場を思い切りよく転々としながら経済力を蓄えて、やがて大きな（企業という）tree の頂上の方に、あるいは自ら創始した新たな tree の最上位者としての、地位を獲得していくのである [→武藤 1963]。故に彼らは多くの成員に関する一切の紛争を、傘下において処理しようとした。（彼らは「イエ」内部で紛争処理を行う際に、あたかも国家がそれ自体権威主義的な一人の家長として「イエ」成員の「直訴」を禁じているかのように語り、それを圧力として紛争を「内済」しようとした。つまり国家はこの時期には、公儀の代替物として機能していたのだ。）その意味で彼らは、社会秩序の維持に一役買っている。

しかも、かれら相互の関係は、かれら自身がしばしば官僚として一つの上位<集団>を構成していることによって、大部分その内部で整序されることができた。従って、国家の司法制度が実際に扱わねばならない紛争は、これらの戸主たち自身の問題、例えば家長個人の判断では決定しがたい問題や戸主相互間の問題のうちの一部という、ごくわずかですんだのである。

ところがやがて明治2、30年代以降（日露戦争（M 37 = 1904 ~）。W. W. 1（T 3 = 1914 ~）後も同様。）の好況を契機として、賃金労働者の増大に加え、かれら「イエ」の寄留者たちの更なる戸主化=大小様々な「イエ」の乱立が生じ、これと平行して、「イエ」の紛争処理能力の不完全化という、社会秩序維持にとって緊要な問題が生じてきた。つまり、上位者も成員も共に戸主であるような諸<集団>の出現により、「内」的な手続きは、純粹に<集団>内部の問題に関して、あるいは両当事者がもともと上位者の解決に従うつもりである場合にしか、成功しなくなるのである。何故なら各自が戸主となった小作人や労働者は、紛争処理の作業において、国家を直属の上位者とみなして問題をもちこむという処方せんをもち、地主や雇用主の裁量を甘受するかわりに「国家という上位<集団>」に言及しつつ受容を拒めるようになるからである。かつてならば地主のもとで穏便に解決されたはずの諸問題が、小作争議として、この頃から急に裁判所に持ち出され始めるのはその現れだ。

国家にかかる紛争処理圧力の急激な増大という、この重大問題を解決したのが、近代法的諸制度を運用する一連の技術であった。<近代>という時代が一般に、国外から押し寄せる「近代」的な価値観が積極的に受容された時代とい

われるのは、以上みたように明治国家が、当初は公儀の後継者として現れながら、やがて近代法的な法典に拠り弁護士を用いつつ判決を下す技術をもって「外部」手続きに積極的に介入する機関と化していったという事実、多く支えられている。つまり、司法制度は導入の当初にはむしろ使われないことによって機能していたから、事実上人々が近代法的操作になじむ機会は少なかったのだけれども、やがてこの制度の利用頻度が高くなれば、利用者の生活態度や価値観もまた否応なく西欧化していく、と考えられているのである。しかも、既述の<体現/同調>論理に即してみれば、「外部」手続きに頼らざるを得ないような人々は既に総ての<集団>の外に出てしまった非「同調」者ばかりである。故にここにはいかにも、Gesellschaft的な西欧の論理がそのまま行われていそうにみえるのである。

だが、単純にそう考えることは誤りである。結論からいえば、「近代」の技術は、全体社会的に配置されている<上位者>型及び<流動>型に特有の手続きの遂行にとって機能的であるからこそ受容され、またそれによる限定をうけつつでなければ定着できなかった。手続き及び相互行為の論理に注目する我々からすれば、双方が共に近代法的諸制度を運用しているということは、単に部品の共通性に過ぎない。それらを使って展開される相互行為のレベルでは、日本の<近代>の論理は、西欧近代のそれと明らかに異なっているのである。<近代>日本社会は、実際に西欧の諸制度を導入し運用するところまでいきながら、ついにそれらを西欧的に運用することは体得しなかった社会なのである。

西欧の論理に即していうならば、「近代」的な手続きは、両当事者が共有しているはずの相

互行為のルールを発見するプロセスであり、近代法典は、書き出されたルールそのものではなく、ところが日本社会にあったのは、対立といっても正義を巡るそれではなくて利害対立であり、例えば当事者がそれぞれ頼んだ弁護士1と弁護士2とは、話し合っただけの利害を折り合わせることを一般的な解決とみなす[→六本 1971 p.260]。また、「弁護士への依頼」の前提には、弁護士と当事者が親戚、知人のような親密な関係にあること(=人脈)が要件としてあり、当事者が人脈を持たない場合にはソモソモ弁護士を頼もうという発想が生じない[→同上 p.286 ~ 7]。このことは、弁護士なるものが中立的第三者ではなくて、当事者と personal なつながりをもつことによって初めて事件解決に骨を折ってくれることをあてにできる人と考えられていることを示している。(注6)

それにも拘わらず人々が特に弁護士を相談先として選ぶ第一の理由は、彼らが、法律的知識という一般性の高い文脈を共有していることにより、<流動>化の産物であるところの殆ど初対面同士である当事者のために応急的なく集団>を与えることのできる人々だからである。日本社会における「弁護士への依頼」はその大半が、当事者が初対面関係にあるときに行われ(典型は自動車事故、次いで不動産関係の紛争)、さもなくば、相談すべき「適当な人」として、地元の有力者、親類ないし職場の上司が既に準備されていることが、明らかになっている[→六本 1971 p.234]。更に、彼らに期待されているのが法律的正義の実現能力よりも、むしろ当該紛争に関連する法律的知識と、仲介能力である[→同上 p.221]のも、有力な傍証となる。

もうひとつの理由もまた、<近代>日本社会が<流動>型の社会であることと関連する。紛争処理の文脈に換言すれば、上位者の複数化で

ある。一つの単位 tree において、当事者が上位者の判断に満足できない場合に、断念するかさもなくば多くの不利益をおして間接上位者に訴えるしかなかった近世に対し、もうひとりの直属上位者に相談するルートがひらかれているのが、<近代>なのである。このままでは最終的な参照先が確定されないから紛争は無限化してしまい、コストは累積する。この連鎖を断ち切るためには、最終的審級に属する人が必要となる。これが弁護士、つまりその背後に裁判官と執行力をひかえていることによって、もしも話し合いがまとまらない場合には、国家制度としての調停ないし訴訟の場へと問題をバトンタッチすることができる人なのである。

従って「近代」的な技術は、当事者-弁護人レベルと裁判官-裁判官レベルという二層の tree 中にはめこまれ、裁判所では専ら(調停ないし裁判上の和解としての)和解の努力が行われる。調停は、下層の単位 tree における作業である。既に明治30年代から、調停を(訴訟の代用物としてではなく)より積極的に利用する人々が現れた(注7)が、彼らは、(しばしば素人である)調停委員が法律的に誤った判断を下したかどうかよりも、当事者の納得できる判断を示したかどうか[→佐々木 1974 p.106 ~ 7]に、むしろ大きな関心をよせる。彼らはいわば、取引が納得のいくものである限り、「法」の厳密な適用がなくても調停案を受け入れる用意のある人々である。しかも彼らは短期バランス型の手続きに従う人々であるから、納得しうるとは、相手に比して自分の取り分が少なくないこと、即ち調停が「公平」な解決を与えてくれる[→同上 p.84, 106] ことを意味した。さて、当事者は弁護人と個別に相談するが、このとき当事者は決定的な影響力をもつはずの法

律的知識に疎いため、解決発見に関して全く弁護人に頭があがらないことが特徴的である。つまり彼らは、紛争解決を望む限り、弁護人の提案をむげには断りにくい。そうした両者の関係を利用して弁護人は、和解を成立させることができる。

他方、訴訟が開始されてから裁判官からのたらしかけで和解工作がなされる「裁判上の和解」においては、当事者を代表している弁護人と、その直属上位者としての裁判官との間における単位 tree が作業の場である。弁護人たちは当事者抜きで話し合い（「根回し」）ながら、度々当事者のもとへ話を一旦持ち帰っては当事者の意向を打診するが、このことは、当事者 a とその弁護士 1、及び当事者 b とその弁護士 2 がそれぞれ単位 tree の両端の関係にあることを示している。ただしここでは弁護人（＝当事者）は、もしも和解が成立しなくて判決を待つ段階にまで至ってしまった場合に、いま裁判官の和解提案を拒否することは悪影響を及ぼすだろうなどと懸念する。（彼らのこうした懸念は、裁判官というものが決して「法（ルール）の司直」ではなくて、その心証を悪くすれば不利な判決を下しかねない一人の人格とみなされていることを示唆する。）この懸念が人々を、提案へと拘束する。それ故強制を期待する人々は好んで裁判所を訪れて[→六本 1971 p.267]、かつて公儀の制裁の予測が当事者に対して「内済」への強制力をもったように、解決が「訴訟」の直前で与えられることによってより確実に履行されることををまつのである。

以上より、人々（上層も下層も）にとって西欧近代的諸制度の導入は、西欧社会のかけらの接合などではなくて、人間関係の在り方とは独立に移植できる部品の導入に外ならなかったこ

と、またこの部品はあくまで<上位者>型の論理に即して了解されているのであって、決して<ルール>型の論理に即しては把握されていないことが明らかとなった。

7) [結び]

こうして我々は、<近代>日本社会における「近代」も「伝統」も、西欧近代ないし日本近世においてと同じ機能を担って存在していたわけではなく、ともに<近代>日本特有の論理に即して機能していたこと、従って、近世ないし西欧との間に連続性があるとすればそれは部品の共通性に過ぎないことを確認してきた。

この作業のなかで、第三の要素、即ち「近代」と「伝統」とが中間層という特定の人々において人格的に結合していた、とみえることの原因も、既に明らかになったはずである。即ち、これらの人々は「イエ」の戸主であって、一方においては「イエ」<集団>の成員の総意を取りまとめることによって国家的決定を支え、他方においては近代法によって保障された権利主体として、相互の関係を律しているのである。彼らを結節点として、「イエ」という下位<集団>と、国家なる上位<集団>は接合される。彼らなくして社会秩序がなりたたないのは明らかである。しかしそれは、異なる二つの論理の接合者だからではないのだ。彼らは、<近代>日本社会という<上位者>型の<集団>構造をもち<流動>型を基調とする社会の、一連の決定手続きの要として存在しているのである。

◇注1：日本における 1868～1945 年を本稿では特に<近代>と呼んでいる。

◇注2：勿論、「上からの近代化」論のなかには秩序を直接の対象としないものもある。「伝統」と「近代＝資本主義」とを対置するのがその典型的な例

であろう。その元祖である大塚[1968]は、これを前近代的エートスと近代的エートスの問題として語った。つまり「民衆は未だに低い近代以前のエートスしかもっていないために近代化を支える原動力たりえない。故に日本の近代化は上からの近代化にとどまっている」という見解が示されたのである。しかし、この見解は村上らの、資本主義の進展にとって決定的な要因は個人のもつエートスではなくて「伝統的な、イエの組織原則」である、という主張によって、既に反駁された。かれらはこの主張によって、近代社会は「伝統」と「近代」との巧妙な癒着によって成るといふ古い枠組みを再度裏付けたことになる。が、それと同時に彼らは、その主張を極めて秩序論に近いところへもってきたのである。組織原則とはそれ自体でも組織内秩序の維持の問題、即ち多数の成員からなる組織が抱えるであろう様々な問題をいかに処理しつつ組織を統制していくか、に関する方針を意味するから、また『文明としてのイエ社会』はその原則を敷衍して日本社会までも語る志向をもつものだからである。その意味で、我々は「上からの近代化」論のかなりの部分を、社会秩序に関する言説とみてよい、と考えている。そして我々が扱おうとするのも、その限りでの「上からの近代化」論である。

◇注3：一定の技術には必ず一定の人間関係の在り方が付随するという事は、これらの言説が想定しているようには、決して自明ではない。故に我々は「伝統」「近代」の通常理解からそうした読み込みを一旦捨象し、近代法の運用や満場一致の技術が実際に行われた、ということだけを抽象して、「伝統」「近代」を定義しなおしておく。

◇注4：公儀の法は、それ自体としては規則的だとしても、「唯一者への集中」を作り出す手段として機能しているという点で、西欧のルールとは異なる。日本においてそれは決定手続きの産物では

なく、むしろ部品の一つである。この種の法の正統性は、公儀自らが tree の上位者である武士団のメンバー以外にとっては、秩序維持という機能に即して以外にない。逆にいえば、日本において規則的なものが入り込む余地は、そうした補助装置としてしか有り得ない。〈近代〉においても然り。

◇注5：ただし、このような政策が打ち出された一つの大きな理由は、紛争処理技術の未整備、という司法政策上の事情であり、その点からみればこの制度は、戸主権を強化することによって統治者側の紛争処理負担分を極小化しながら上に立つための工夫であった。国家の司法制度の対処しえない領域が「イエ」として囲い込まれ、その戸主が紛争処理を肩代わりさせられたのである。恐らくはこのような用途故に、戸主に与えられた極めて強大な裁量権とは裏腹に、戸主とは何かについての定義は全く欠けている[→福島1967 p.282～4]。しかしこのことがかえって「イエ」の内容について折々に拡大解釈することの可能性をひらいたという点は重要である。

◇注6：本文は明治後半以降定着しはじめた、民法その他の私法を活用する近代法的な決定手続きに関連するものだが、いわゆる公法に関しても、やはり西欧におけるのとは少々異なった論理が見いだされる[→山室1985]。明治初頭の近代法導入準備に際して政府高官のもっていた見解は(条約改正の関心を除けば)、「法は、社会の治安を維持するための道具として重要である」という趣旨であった。国民の日常生活は各〈集団〉における慣習に従って行われてよいが、それらの〈集団〉による成員の掌握が不全となればそれは全体社会の秩序に対する脅威となりうる故、〈集団〉に成員を拘束するべく法を整備しておくことが緊要とされるのである。「相互行為のルールとしての法」という西欧的な了解はやはり欠けている。成文化された近代法が導入された理由は、それが、かつての

公儀の法と同様に、諸<集団>の境界を維持する上で、有効な手段だったからに過ぎない。

◇注7：統治者側でも、訴訟制度の不備を理由とすることなく、積極的に調停制度の導入を行っていることが注目される〔→佐々木 1974 p.31〕。調停はもはや訴訟の代替物としてではなく、訴訟によっ

ては充たされない必要を充足させうる独特の制度として評価されようとしている。既に明治30年代における導入の提案理由に、調停制度は、情誼、道徳の発現の場、「法律適用の場ではなく」和を重視しつつ問題解決を図る場〔→佐々木 1974 p.7〕と把握されているのがみられる。

文献

- 石井 紫郎 1986『日本人の国家生活——日本国制史研究Ⅱ——』東京大学出版会
大塚 久雄 1968『近代化の人的基礎』筑摩書房
神島 二郎 1961『近代日本の精神構造』岩波書店
川島 武宜 1950『日本社会の家族的構成』日本評論社
————— 1967『日本人の法意識』岩波書店
きだみのる 1967『ニッポン部落』岩波書店
佐々木吉男 1974『増補 民事調停の研究』法律文化社
中根 千枝 1967『タテ社会の人間関係』講談社
中野 収 1982「日本型組織におけるコミュニケーションと意志決定」in 浜口、公文編 1982『日本的集団主義』有斐閣
中野 卓 1978, 81(2ed.)『商家同族団の研究 上・下』未来社
中村 牧子 1988「日本社会における<法>と<秩序>」東京大学社会学研究科修士論文
浜口 恵俊 1982『間人主義の社会日本』東洋経済新報社
藤木 久志 1985『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会
藤田 省三 1966『天皇制国家の支配原理』未来社
福島 正夫 1967『日本資本主義と「家」制度』東京大学出版会
前田正治編著 1950『日本近世村法の研究』有斐閣
丸山 真男 1964『現代政治の思想と行動』未来社
水林 彪 1977～「近世の法と国制研究序説——紀州を素材として——」in『国家学会雑誌』90～95号
武藤 山治 1963『武藤山治全集 1』新樹社
村上泰亮 公文俊平 佐藤誠三郎 1979『文明としてのイエ社会』中央公論社
森末 他編 1969『体系日本史叢書 17 生活史Ⅲ』山川出版社
山室 信一 1985『近代日本の知と政治——井上毅から大衆演芸まで——』木鐸社
六本 佳平 1971『民事紛争の法的解決』岩波書店

(なかむら まきこ)